

件名	選択的夫婦別姓制度について国会審議の推進を求める意見書の提出に関する陳情			
提出者住所氏名	墨田区立花 選択的夫婦別姓制度の実現を願う墨田区の会 代表 K			
受理年月日	令和元年6月4日	受理番号	第4号	
<p>要旨</p> <p>選択的夫婦別姓に関する民法その他の法令について国会審議を推進するよう、国会及び政府に対し、意見書を提出してください。</p> <p>(理由)</p> <p>最高裁判所は、平成27年12月16日、夫婦同姓規定自体は合憲と判断しましたが、夫婦同氏制の在り方については、「国会で論じられ、判断されるべき事柄にほかならない」と国会に委ねました。しかし、判決から3年が経過した現在も国会審議は十分に進んでおらず、選択的夫婦別姓を求める訴訟が相次いで提起されています。</p> <p>さらに、夫婦の姓をめぐる環境は大きく変化しています。平均初婚年齢は年々上昇し、現在では30歳前後となっており、男女とも生まれ持った氏名で信用・実績・資産を築いてから初婚を迎えるケースが多く、改姓時に必要な事務手続は確実に増え、戸籍姓でのキャリア継続を望むゆえに事実婚を選ぶ夫婦も少なくありません。また、少子化により一人っ子同士のカップルが増えたことで、「改姓しなくていいなら結婚したい」という声も聞かれ、さらに、人生100年時代であり、子連れ再婚や高齢になってからの結婚・再婚も増加傾向にあります。</p> <p>選択的夫婦別姓制度の導入は、「家族で同じ姓の方が一体感が深まる」と考えるカップルが引き続き夫婦同姓で結婚できる一方で、改姓を望まないカップルは夫婦別姓を選べるようにするものです。これは、男女が改姓による不利益を案ずることなく結婚・出産し、老後も法的な家族として支え合える社会につながり、少子化対策の一助ともなるでしょう。</p> <p>また、法的根拠のない「旧姓併記」がこれ以上広がることによる社会の混乱、例えば、災害時の本人確認など二つの「姓」を使い分けることによる混乱や、事実婚増加による婚姻制度の形骸化も防ぐことができます。さらに、法的根拠のある生まれ持った氏名でキャリア継続できることから、「女性活躍」の推進にも寄与すると考えます。</p> <p>これらの観点から、男女がともに活躍できる社会実現のためにも、選択的夫婦別姓に関する民法その他の法令について国会審議を推進するよう、国会及び政府に対し、意見書を提出してください。</p> <p>以上の趣旨をご理解の上、上記事項の実現をお願いいたします。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>				